

民法 正誤

ページ	該当箇所	誤	正
6	肢1 1行目	要素の錯誤	錯誤
50	肢5 1行目	受益者および転得者側	受益者側
51	肢5 1行目	受益者及び転得者側	受益者側
51	肢5 2行目と3行目	受益者および転得者	受益者
53	肢1 3行目	民法491条	民法489条
59	肢1 3行目	民法433条	民法437条
61	肢2 1行目	到達した時ではなく通知を登した時	通知を登した時ではなく到達した時
61	肢5 1行目	通知を受けた時ではなく発信の時	発信した時ではなく通知を受けた時
64	肢5 5行目	基づいて	基づいて
93	肢5 4行目	Mは10歳であり、特別養子縁組の養子となり得ない(民法817条の5)。	特別養子縁組は家庭裁判所の審判により成立するのであり、届出の完了により元の実親子関係が終了するわけではない(民法817条の9、817条の2)。
94	肢4 1行目と3行目	減殺すべき	遺留分を侵害する
94	肢4 2行目	遺留分減殺請求権	遺留分侵害額請求権
95	肢4 2行目	民法1042条	民法1048条
95	肢4 2行目	遺留分減殺請求権	遺留分侵害額請求権
95	肢4 3行目	減殺すべき	遺留分を侵害する
95	ポイント	遺留分減殺請求権	遺留分侵害額請求権
97	肢イ 3行目	民法968条2項	民法968条3項
99	肢4 8行目	監督義務者としての	監督義務者としての

行政法 正誤

ページ	該当箇所	誤	正
210	肢3 3行目	国賠賠償法	国家賠償法
335	肢1 1行目	教養に	供用に

商法・会社法 正誤

ページ	該当箇所	誤	正
498	問題文 1行目	株式会社	株式会社
511	肢5 1行目	株式会社	株主総会

一般知識 正誤

ページ	該当箇所	誤	正
516	問題文 1行目	北朝鮮	北朝鮮
559	肢3 1行目	北米、アジア、欧州の順	欧州、アジア、北米の順
609	肢工 3行目	公表しなければならない(56条)。	公表しなければならない。
	肢オ 5行目	定め(70条1項)、	定め(51条1項)、